

2021年3月26日、令和3年度税制改正(以下、「2021年度税制改正」という)関連の法律(所得税法等の一部を改正する法律)および「地方税法等の一部を改正する法律」が可決・決定され、4月1日より施行された。2021年度税制改正は、菅政権下で初めて策定された税制改正であり、第203回国会における菅内閣総理大臣の所信表明演説における、「デジタル化をはじめ大胆な規制改革」、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」のための施策が色濃く投影されたものと考えられる。

2021年度税制改正の基本的考え方(与党税制改正大綱)における「ウイズコロナ・ポストコロナの経済再生」では、DX投資促進税制、研究開発税制、賃上げ・投資促進税制の改組、繰越欠損金の控除上限特例(認定事

業適応法人の欠損金の損金算入の特例措置)、株式対価M&A促進税制等が盛り込まれた。「デジタル社会の実現」の措置としては、DX投資促進税制や研究開発税制の他に、納税環境のデジタル化進展を図るための、電子帳簿等保存制度の改正が盛り込まれた。「グリーン社会の実現」の措置として、カーボンニュートラル投資促進税制や車体課税、「中小企業の支援、地方創生」の措置として、中小企業経営資源集約化税制(中小企業事業再編投資損失準備金制度)や投資促進減税の見直し措置された。一方で、国際取引の進展化に伴い、国際化に対応した適正課税の確保のための納税管理人制度の拡充等の措置も創設された。

本稿では、2021年度税制改正特集の第1弾として、法人の経済再生に関連する政策税制について、解説を行う。

第1章 DX・カーボンニュートラル投資促進など 産業競争力の強化に関する 改正の実務ポイント

【この章のエッセンス】

●産業競争力強化法に関連する税制措置(カーボンニュートラル投資促進税制、DX投資促進税制、繰越欠損金の控除上限特例)について

は、事業適応計画の詳細が産業競争力強化法および政省令にて明らかにされるため、法律の成立後に法令の規定を確認する必要がある(今後、経済産業省のホームページにて認定計画申請書等が掲載さ

れると考えられる)。
●DX投資促進税制は、DX認定を受けることが要件とされているため、税制措置の適用を検討する場合には、まずDX認定申請の準備を行い、投資計画のスケジュール

「ウイズコロナ・ポストコロナの経済再生」の方策が、産業競争力強化法等の改正法案(産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案)に盛り込まれ、夏ごろの施行に向けて、第204回国会で審議されている。産業競争力強化法等の改正は、「新たな日常」に向けた取組を先取りし、長期視点に立った企業の変革を後押しするため、ポストコロナにおける成長の源泉となる、①「グリーン社会」への転換、②「デジタル化」への対応、③「新たな日常」に向けた事業再構築、④中小企業の足腰強化、⑤「新たな日常」に向けた事業環境の

を策定する必要がある。
●繰越欠損金の控除上限特例は、DX投資促進税制等の投資があわせて行われることが適用の要件とされているため、対象となる投資(産業競争力強化法の政省令等で記載されると考えられる)の確認を行ったうえで、適用法人の計画認定スケジュールを策定する必要がある。

産業競争力強化法等の改正